

持論時論

医師、NPO法人
「禁煙みやぎ」理事長

山本 蒔子
(仙台市青葉区)

喫煙室を造つても部屋の出入りでたばこの煙は必ず漏れます。たばこの煙は微粒子PM2・5であ

内禁煙実施に踏み切りました。
日本はこれに遅れること約10年、東京五輪開催もあり、ようやく改正健康増進法を制定し、受動喫煙対策を始めたところです。

日本は17番目に批准したにもかわらず、条約を守つていませんでした。条約は「受動喫煙防止のために国は法律を作り、国民を受動喫煙から守らなければならぬ」としています。ガイドラインには、受動喫煙は喫煙室や空気清浄機などの工学的な方法では防止できず、屋内の100%完全禁煙によるしか方法はないと明記しています。多くの国はこれを守り、10年2月までに法律をつくって屋内禁煙実施に踏み切りました。

年2月27日に発効しました。

私は、宮城県内で禁煙推進活動を続けるNPO法人「禁煙みやぎ」の代表をしています。仙台市議会棟喫煙室存続の方針が11月に決まったと知り、受動喫煙防止の観点から大変残念に思います。

たばこを吸う人がかかりやすい病気として、がん、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、心筋梗塞や脳卒中があります。これらの病気に受動喫煙を受けた人もかかることが明らかになっています。そこで、世界保健機関(WHO)は「たばこ規制枠組み条約」をつくり、批准国が40カ国となつた2005年2月27日に発効しました。

私は、宮城県内で禁煙推進活動を続けるNPO法人「禁煙みやぎ」の代表をしています。仙台市議会棟喫煙室存続の方針が11月に決まったと知り、受動喫煙防止の観点から大変残念に思います。

たばこを吸う人がかかりやすい病気として、がん、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、心筋梗塞や脳卒中があります。これらの病気に受動喫煙を受けた人もかかることが明らかになっています。そこで、世界保健機関(WHO)は「たばこ規制枠組み条約」をつくり、批准国が40カ国となつた2005年2月27日に発効しました。

仙台の議会棟喫煙室

撤去し完全禁煙実施を

こうした中、東北の指導的立場にある仙台市が議会棟の喫煙室を存続させることは、許されないと思います。市民の健康を守る立場にある方が、このような決定をしてはいけません。喫煙室が存続すれば、たばこを吸わない議員、仕事で議会棟に入る市職員、議会傍聴に訪れる市民が受動喫煙の害を受けます。仙台市議会棟の喫煙室を撤去して全面禁煙を実施しきれいな空氣にしてください。

最後に、たばこを吸つている議員の方には禁煙治療をお勧めします。私は複数の医療機関で禁煙外来を担当しています。どんなに長くたばこを吸ついても、治療を受けて多くの方が禁煙に成功しています。